

「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」のユネスコ記憶遺産登録について

1. ユネスコ記憶遺産事業の概要（詳細は別添2参照）

ユネスコ記憶遺産事業は、世界の人々の記憶に止め置くべき重要なドキュメント遺産の保護と振興を目的に、1992（平成4）年にユネスコが開始した事業である。当該物件の真正性、世界的な重要性、唯一性、代替不可性等を考慮し、ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会（IAC）の審査を経て、ユネスコ事務局長が登録の可否を決定する。（別添1参照）

2. 物件の概要（詳細は別添3参照）

＜御堂関白記（みどうかんぱくき）＞

平安中期、政治家として栄華を極めた藤原道長の自筆日記。（公益財団法人陽明文庫所有／京都府）

＜慶長遣欧使節関係資料（けいちょうけんおうしせつかんけいしりょう）＞

仙台藩主伊達政宗が使節としてスペイン及びローマに派遣した支倉常長が持ち帰った遺品のうち、「ローマ市公民権証書」、「支倉常長像」、「ローマ教皇パウロ5世像」（仙台市所有／宮城県）及び関係文書（インディアス及びシマンカス公文書館所蔵／スペイン）。

本年（平成25年）は、慶長遣欧使節が石巻市月の浦港を出帆して400周年を迎える。スペインとの共同推薦。

3. これまでの経緯

- | | |
|---------------|---|
| 平成23(2011)年5月 | ユネスコ国内委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会にて、「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」の2点を、ユネスコ記憶遺産へ推薦することを決定した旨を報道発表。 |
| 平成24(2012)年2月 | 「慶長遣欧使節関係資料」のスペインとの共同推薦を決定。 |
| 平成24(2012)年3月 | 上記2点の推薦書をユネスコ事務局に提出。 |
| 平成25(2013)年1月 | ユネスコ記憶遺産登録小委員会*からの勧告に基づき、「慶長遣欧使節関係資料」の推薦物件から「ローマ市公民権証書」、「支倉常長像」、「ローマ教皇パウロ5世像」以外の現物資料等を除外した修正推薦書をユネスコ事務局に提出。 |
| 平成25(2013)年6月 | 第11回ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会（IAC）の審議を経てユネスコ事務局長が登録を決定。 |

*ユネスコ事務局に推薦書を提出後、ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会で審議されるまでに、ユネスコ事務局内に置かれるユネスコ記憶遺産登録小委員会による審査・勧告が行われるが勧告内容は非公表。